

## 神奈川県における取組

### かながわ子ども人権相談室事業の概要

子どもの最善の利益及び子ども自身の意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進するために、子どもの権利擁護に関わる児童福祉の関係機関をはじめ、福祉の他の領域や関連する他部局の関係機関等と連携して、子どもの人権を守るしくみとしての「かながわ子ども人権相談室」の事業を展開している。

#### 1 実施主体等

- (1) 実施主体：神奈川県
- (2) 名称：かながわ子ども人権相談室事業
- (3) 実施機関：県立総合療育相談センター
- (4) 開始時期：平成10年10月1日

#### 2 事業内容

##### (1) 子ども人権審査委員会の設置

子ども人権審査委員会は、中立的な立場から子どもの人権擁護のための審査、助言、指導、子ども人権相談室事業の企画、関係機関との調整など中核的機能を担う機関である。

##### ア 審議事項

- ・ 人権に関わる課題をもった児童の援助に関する意見具申
- ・ 子ども人権推進事業の実施に関する企画、助言及び指導等

##### イ 子ども人権審査委員会の構成

- ・ 弁護士、医師、学識経験者（児童福祉、児童心理）

##### (2) 子ども人権推進事業

子どもをとりまく人権に関わる社会的な課題に対応するため、虐待、いじめなどの早期発見、早期対応、児童福祉施設などの子どもに対するサービス評価、さらには「児童の権利に関する条約」の普及等の事業を行う。

##### ア 児童福祉施設サービス評価事業

一定の基準にもとづく、児童福祉施設などの援助に関する評価、助言などの実施のための調査、研究を行う。

##### イ 相談事業（子ども人権ホットライン）

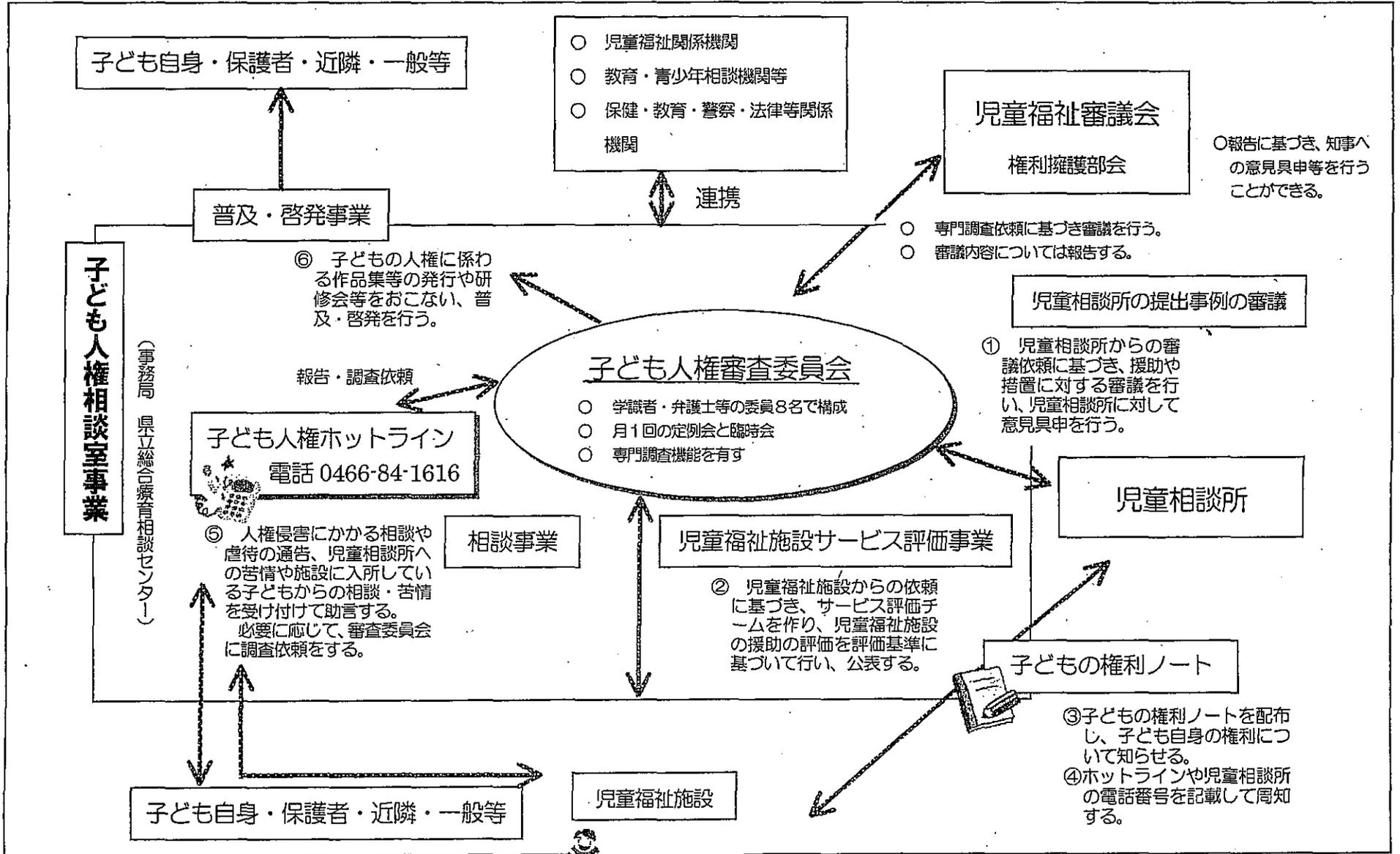
人権侵害等に関する子ども自身からの相談などに対して、必要な助言、指導などを行う。

- ・ 相談受付時間：毎日（年末年始を含む）午前9時から午後8時
- ・ 相談対応職員：非常勤電話相談員 6名

##### ウ 普及・啓発事業

子どもの人権啓発に関する資料作成、研修などを行う。

「かながわ子ども人権相談室事業」における子どもの人権を守るしくみ



# 子ども人権審査委員会と援助活動

## 子ども人権審査委員会

### 1 子ども人権審査委員会に求められる役割

子ども人権審査委員会は、かながわ子ども人権相談室事業の中核的な役割として、援助困難な事例に対する意見具申や事業実施にあたる企画や助言などを行っています。

その目的は、子どもの人権に関する調査、審議、そして児童福祉関係機関等に対して助言や指導を行うことにより、中立的な立場から子どもの最善の利益を確保することにあります。

子ども人権審査委員会は、医師・弁護士・学識経験者などの8名の委員で構成されています。委員のうち3名は児童福祉審議会権利擁護部会の委員を兼務し、児童福祉審議会と密接に連動しながら、子どもの権利擁護に取り組んでいます。

月1回開催する委員会では、措置に関して子どもまたは保護者の意向が確認できない、または困難な事例や、児童相談所長が専門的な立場からの援助に対する助言を求める必要があると判断される事例などを審議のうえ、助言や承認がなされており、その後の経過についても随時報告が行われています。

子ども人権審査委員会の委員は、専門調査員を兼務しており、相談者が児童相談所との関わりを拒否した場合で、その相談内容が、相談者の人権が明らかに侵害されていると思われる場合、調査をすることによって問題が解決されるか、解決の糸口がはっきりすると考えられる場合など、子ども人権審査委員会で調査が必要と判断された事例についての調査や、子ども人権ホットラインへの相談において調査が必要とされた事例についての調査も行うことができることとなっています。

ここ数年提出される審議事例も増加傾向にあり、中でも子どもへの虐待に関して取り上げる事例は急激に増加しており、児童相談所における子どもへの援助が、より困難な対応を迫られるものになってきていることを顕著に表しています。様々な専門的な視点から援助に対する助言が行われる子ども人権審査委員会は、児童相談所等が行う援助にも大きな役割を担っています。

